

■那珂市の財政事情

平成30年度末現在 一般会計等
 貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書

財務書類(財産と債務の状況)を公表します

市では、これまで整備した資産や借入金などのストック情報や行政サービスを提供するために要したコスト情報などについて、統一的な基準に基づく財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書)を作成しました。今回は、平成30年度決算を基に作成した市の一般会計等※1の財務書類を公表します。

1 貸借対照表 (バランスシート)

貸借対照表(バランスシート)とは、年度末における市の資産とその資産形成のためにどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを一目で分かるように表した財務報告書です。平成30年度末現在、市が行政サービスを提供するために保有している土地や建物などの財産(資産)は722億9千万円で、このうちの7割超にあたる510億7千万円が現在までの世代がすでに負担したもので、残る212億1千万円が将来世代の負担で返済していく債務となります。

負債	212.1億円
借入金(地方債)や将来の職員の退職手当など、将来世代の負担で返済していく債務です。	
純資産	510.8億円
公共施設や基金などの資産形成のうち、現在までの世代が既に負担しているものです。	
計	722.9億円

資産	
市が所有している財産の内容と金額です。行政サービスの提供能力を示しています。	
【内訳】	
■金融資産	32.8億円
現金・預金、有価証券、基金、未収金(市税)など	
■固定資産	690.1億円
道路、公園、学校、庁舎など	
計	722.9億円

■市民1人あたりの貸借対照表

資産	131.6万円
負債	38.6万円
純資産	93.0万円

市民1人あたり131万6千円の資産があり、その資産形成のために、これから負担する金額が38万6千円で、これまでに支払済みの金額が93万円であることを意味します。

※平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口54,925人を基に算出しました。

■貸借対照表 平成29年度との比較

資産	8.0億円減
負債	4.1億円増
純資産	12.0億円減

◇資産減の主な理由
 財政調整基金の取り崩しや、有形固定資産などの価格が減価償却により減少したため。

◇負債増の主な理由
 地方債(固定負債分)が増加したため。

◇純資産減の主な理由
 有形固定資産などの価格が減価償却により減少したため。

2 行政コスト計算書

市の行政活動は、福祉や教育などにおける人的サービスや給付サービスの提供など、資産形成につながる行政サービスが大きな割合を占めています。「行政コスト計算書」は、市が1年間に提供した行政サービスに要したコスト(原価・費用)と、その財源である使用料・手数料などの収入を明らかにしたものです。

平成30年度の市の経常費用の総額は183億1千万円で、それらの経費に充てるために得た収入が7億1千万円、公有財産の除売却等にもなう損益が4千万円、差引176億4千万円が純行政コストとなります。

経常費用(A)	183.1億円
【内訳】	
■人にかかるコスト(職員の給与、退職手当など)	36.1億円
■物にかかるコスト(物品購入、施設の修繕費など)	65.7億円
■移転支出的なコスト	
(生活保護費、児童手当、各種補助金、繰出金など)	79.2億円
■その他のコスト(地方債の利子など)	2.1億円
経常収益(B)	7.1億円
使用料・手数料などの収入	
臨時損益(C)	0.4億円
公有財産の除売却等にもなう損益	
純行政コスト(A)-(B)+(C)	176.4億円

期首(平成29年度末)資金残高	10.4億円
当期収支	△0.1億円
【内訳】	
■業務活動収支	7.5億円
人件費支出、税収入、国庫補助金収入など	
■投資活動収支	△11.6億円
固定資産取得支出、資産売却収入など	
■財務活動収支	4.0億円
公債費(元利償還金)支出、市債発行収入など	
期末(平成30年度末)資金残高	10.3億円

3 資金収支計算書 (キャッシュフロー計算書)

「資金収支計算書」は、現金の流れを表したもので、市がどのような活動に資金を必要としているのかを示したものです。平成29年度末の資金残高10億4千万円に、平成30年度の業務活動収支7億5千万円、投資活動収支△11億6千万円、財務活動収支4億円を加えたものが平成30年度末の資金残高となります。投資活動収支は、工事などの支出がない市町村以外は、通常マイナス表示となります。なお、投資活動収支のうち、おもな支出内容は、道路改良舗装事業などの固定資産取得にかかるものになります。財務活動収支は、市債発行による収入が、公債費(元利償還金)の支出より多かったためプラス表示となります。以上の理由から、平成30年度末の市の資金残高は、1千万円減少し、10億3千万円となりました。

■財務書類の公表の背景は…
 現在の地方公共団体の会計制度は、年度の収入・支出を対比した現金の流れに主眼が置かれた「現金主義」が採用されています。この制度では、決算書からその年にどのような収入があり、それをどのように使ったといった現金の動きが分かりやすいものの、地方公共団体が整備してきた資産の情報や、行政サービス提供のために発生した1年間のコストの情報が把握できませんでした。

そのような中、平成18年8月に総務省より、地方公共団体は資産や債務の情報が分かる、企業会計的な手法を取り入れた会計整備の推進に取り組むことが求められました。平成21年秋からは、人口3万人以上の市については財務書類の整備・公表が求められています。

平成27度からは全国統一の基準である「統一的な基準に基づく財務書類」を採用しており、団体間の比較がしやすくなりました。

市の財務書類等の詳細については、市ホームページで公表しています。

※1 「一般会計等」とは・・・自治体間の財政比較などを可能にするため、「統一的な基準に基づく財務書類」において用いられている会計区分です。平成30年度における本市の一般会計等は、一般会計と公園墓地事業特別会計、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計の各会計の合計です。